

第 5 2 号 議 案

令和6年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）

令和 6 年度京都府営林事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 319,987千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第 2 条 府債の変更は、「第 2 表府債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

令 和 7 年 3 月 5 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		94,503 ^{千円}	5,662 ^{千円}	100,165 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	94,503	5,662	100,165
2 財 産 収 入		20,100	24,231	44,331

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 財 産 売 払 収 入	20,100 ^{千円}	24,231 ^{千円}	44,331 ^{千円}
3 繰 入 金		73,074	△4,000	69,074
	1 一 般 会 計 繰 入 金	73,074	△4,000	69,074
4 繰 越 金		25	3,478	3,503
	1 繰 越 金	25	3,478	3,503
5 諸 収 入		4,740	1,574	6,314
	1 雑 入	4,740	1,574	6,314
6 府 債		92,000	4,600	96,600
	1 府 債	92,000	4,600	96,600
歳 入	合 計	284,442	35,545	319,987

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 営 林 事 業 費		284,442 ^{千円}	35,545 ^{千円}	319,987 ^{千円}
	1 営 林 事 業 費	284,442	35,545	319,987
歳 出	合 計	284,442	35,545	319,987

第2表 府 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
府 有 林 造 林 事 業 費	92,000 ^{千円}	証書借入又は 証券発行	年 6.0以内 [%]	償還期間は、40 年以内（据置期 間を含む。）と する。償還は、 元金均等又は元 利均等支払とす る。必要に応じ て繰上償還又は 借換えをすること ができる。	96,600 ^{千円}	証書借入又は 証券発行	年 6.0以内 [%]	償還期間は、40 年以内（据置期 間を含む。）と する。償還は、 元金均等又は元 利均等支払とす る。必要に応じ て繰上償還又は 借換えをすること ができる。

第3表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 営 林 事 業 費	1 営 林 事 業 費	府有林造成育成事業費	55,000 ^{千円}